

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、丸三証券株式会社と称する。
英文では Marusan Securities Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引（以下「有価証券の売買等」という。）。
2. 有価証券の売買等の媒介、取次及び代理並びに取引所金融商品市場（外国金融商品市場を含む。）における有価証券の売買等の委託の媒介、取次及び代理。
3. 有価証券の引受及び売出。
4. 有価証券の募集及び売出の取扱。
5. 有価証券の私募の取扱。
6. 貸金庫業務。
7. 公社債の払込金の受入及びその元利金支払の代理業務。
8. 投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務。
9. 有価証券に関する常任代理業務。
10. 株式事務の取次業務。
11. 保護預り有価証券を担保として金銭を貸し付ける業務。
12. 譲渡性預金及び円建銀行引受手形の売買、売買の媒介、取次及び代理業務。
13. 金地金の売買、売買の媒介、取次及び代理並びに保管業務。
14. 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業。
15. その他の金融商品取引法により金融商品取引業者が営むことができる業務。
16. 保護預り、有価証券の貸借その他の前各号に付帯する業務。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 300,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。

- ② 前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及びその手数料

については、この定款に定めるものの外、取締役会の定める「株式取扱規程」による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- ② 前項の外、必要があるときは予め公告して、一定の日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録株式質権者とすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

第 13 条 定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 ヶ月以内に、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(招集者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除く外、取締役会の決議により社長が招集し、議長となる。ただし、社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主又はその法定代理人が代理人に委任してその議決権を行使しようとするときは、その代理人は当社の議決権を有する株主 1 名でなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除く外、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数でこれを行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上でこれを行う。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその

結果を記載し、10年間本店にその謄本を5年間支店に備置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 19 条 当社の取締役は、7名以内とする。

(選任の方法)

第 20 条 取締役の選任は、株主総会においてこれを行う。取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。取締役の選任については累積投票によらない。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議により代表取締役を定める。代表取締役は5名以内とし、各自会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行する。

② 取締役会は、その決議により会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第 23 条 当社の業務執行上、重要な事項は、取締役会の決議によりこれを決定する。

② 取締役会は、その決議により、取締役の中から議長1名を選定する。ただし、議長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

③ 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、各取締役が招集する。

④ 取締役会の招集通知は、会議の目的事項を示して会日の少くも4日前に各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときはこれを短縮することができる。又、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

⑤ 取締役会の議事は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数で決定する。

⑥ 取締役会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印して、10年間本店に備置く。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によりその額を定める。

(取締役との責任限定契約)

第 25 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(員数)

第 26 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任の方法)

第 27 条 監査役の選任は、株主総会においてこれを行う。監査役の選任については、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。

(任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠のため選任された監査役の任期及び補欠監査役が就任した場合は、いずれも前任者の残任期間とする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を定める。

(監査役会)

第 30 条 監査役会の招集通知は会日の少くも 4 日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急を要するときはこれを短縮することができる。又、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

② 監査役会の議事は、法令に別段の定めがある場合を除く外、監査役の過半数で決定する。

③ 監査役会の議事については議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した監査役がこれに記名捺印して 10 年間本店に備置く。

(報酬等)

第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりその額を定める。

(監査役との責任限定契約)

第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 34 条 当社は、株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「期末配当」という。）をすることができる。

② 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

③ 期末配当金及び中間配当金については、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは当会社に帰属する。

昭 19. 3. 22	制定
昭 42. 11. 29	改正
昭 46. 11. 27	改正
昭 47. 11. 28	改正
昭 49. 11. 28	改正
昭 54. 12. 13	改正
昭 56. 12. 17	改正
昭 57. 12. 17	改正
昭 58. 12. 22	改正
昭 59. 12. 20	改正
昭 60. 12. 20	改正
昭 61. 12. 19	改正
昭 62. 12. 18	改正
昭 63. 12. 16	改正
平 3. 6. 27	改正
平 5. 6. 29	改正

平 6 . 6 . 29 改正
平 8 . 6 . 27 改正
平 10 . 6 . 26 改正
平 11 . 6 . 23 改正
平 12 . 6 . 23 改正
平 13 . 6 . 22 改正
平 14 . 6 . 21 改正
平 15 . 6 . 26 改正
平 17 . 6 . 28 改正
平 18 . 6 . 1 改正
平 18 . 6 . 27 改正
平 20 . 6 . 25 改正
平 21 . 6 . 24 改正
平 22 . 1 . 6 改正
平 25 . 10 . 15 改正
平 28 . 6 . 21 改正
平 30 . 6 . 20 改正
令 4 . 9 . 1 改正
令 5 . 3 . 2 改正